

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

兵庫県

学校名

三田祥雲館高等学校

人権課題

子供

対象学年・
取り扱った教科等1年次
家庭基礎

時数等

2時間

目標・人権教育
のねらい

- ・幼児に対する理解を深め、思いやりの心を育む。
- ・里山での活動を一緒にすることで、自然とふれあい、子供の習慣などを学ぶ。

実施した内容

近隣幼稚園の年中、年長組の園児を招いて、本校の里山で交流を行った。交流に際して、園児との関わり方や、「変わり絵」の作成を事前準備として行った。交流当日は、高校生と園児のペアになり、園児と一緒に里山の散策をしたり、準備していた「変わり絵」遊びを行った。

工夫した点

指導上の工夫)
「変わり絵」の作成においては、自分の幼いころを思い出し、園児の喜ぶ内容を扱うことで、幼児に対する理解を深め、どのようなかかわり方や声かけが必要か考えさせる。
地域や関係機関との連携)
交流には、多くの幼稚園教諭の方にも参加していただき、園児とのかかわり方や声かけの方法について教えていただいた。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との
関連

特別活動・総合的な探究の時間

近隣の学校園との交流に向けて事前・事後学習を行い、交流の目的を明確にするとともに異年齢や異校種における「子供」の人権に関わる課題を発見したり、協同的な課題解決に資する活動を行った。また、共生社会実現のために自分に何ができるのか考えさせる。

事業成果

知識的側面「幼児に対する理解を深める」

幼児や児童と交流したことで、改めて自分の幼い頃を思い出し、保育者としてどのようなかかわりが大切かを考えることにつながった。

価値・態度的側面「幼児児童に対する思いやりの心を持ち、習慣などを学ぶ」

他校種の幼児児童生徒に対して苦手意識を感じていた生徒も、もう一度交流したいと感想を述べていた。

技能的側面「交流時に幼児児童生徒がケガをしないように気配りをする」

初めは生徒も緊張していたが、慣れるに連れて、幼児児童生徒に積極的に声かけができるようになった。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

兵庫県

学校名

三田祥雲館高等学校

人権課題

障害者

対象学年・
取り扱った教科等全年次
LHR

時数等

1時間

目標・人権教育
のねらい

- ・障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が活躍できる共生社会について考える。
- ・夢や目標を持つことの大切さを考える。

実施した内容

例年全校生徒を対象に行っている人権講演会で、今年度は、パリパラリンピックに出場された車いす陸上競技選手の北浦氏に講演していただき、パラスポーツを通じて障害者との共生について考えた。

工夫した点

- ・講師の方をパリパラリンピックに出場した三田市内在住の方をお願いし、自分たちの身近な問題として感じられるように工夫した。
- ・障害者との共生社会を考えるために、スポーツという視点を取り入れた。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

保健、家庭基礎、特別活動、総合的な探究の時間
点訳や手話などの学習活動を授業で実施した。学校設定科目や特別活動において近隣の特別支援学校の生徒との交流の機会を設け、共生社会に参画する態度を育む一助とした。
また、全校生徒対象の人権教育講演会を実施し、共生社会の実現に向け、生徒自身の理解を深める機会となった。
さらに、探究活動の研究成果をもとに、三田市高校生議会に参加し、高齢者を含むノーマ ライゼーションの在り方について提案し、社会モデルとしての市の在り方を高校生なりの視点で市長に提言する機会を持った。

事業成果

知識的側面「パラスポーツを通して障害者との共生を考える」
[地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある]2.87⇒3.00
価値・態度的側面「助けを必要としている人には積極的に支援する」
[人が困っているときは、進んで助けている]3.27⇒3.33
感情的側面「スポーツの魅力から、自分自身について考える」
障害の有無にかかわらず、1人のアスリートとしての言葉を受け止め、夢や努力の大切さを考えることができた。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

兵庫県

学校名

三田祥雲館高等学校

人権課題

外国人

対象学年・
取り扱った教科等全年次:希望者
特別活動

時数等

12日間

目標・人権教育
のねらい

- ① 県と西オーストラリア州の友好関係を踏まえ、現地での研修を通して相互理解を深め、自他の文化を尊重する態度を育成する。
- ② 実践的な英語運用能力を向上させることを通して、異なる文化的・言語的背景を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を涵養する。
- ③ 現地高校生との交流や校外学習を通して国際社会で主体的に生きるための自覚と資質を養う。

実施した内容

本県と友好関係にある西オーストラリア州で、約2週間の海外研修を行った。語学センターにて現地担当者による文化・語学・科学の研修や大学生との交流、ホームステイなどを通して異なる文化や価値観を学んだ。また、事後指導として、全校集会での研修報告や英文エッセイの作成をし、研修で学んだことの共有を図った。

工夫した点

- ①派遣前の事前研修において、日本や日本文化について発信できる内容と表現を習得するために、丹波焼でのお土産作りや文化プレゼンテーションの準備をおこなった。
- ②派遣中は西オーストラリア大学での文化・語学の授業に加えて、科学の専門家からの授業を通じて、オーストラリアの生物多様性や自然地理学、地質学などの分野に触れた。
- ③派遣中は現地の一般家庭でのホームステイプログラムを通じて、日常生活での英語の使用や異文化間のコミュニケーション能力を高めた。ホストファミリーとの交流を通じて、言語力だけでなく、国際的な視野や異文化理解を深める機会となった。
- ④派遣中、現地の高校を訪問し、本校の学校紹介・日本文化等のプレゼンテーションを行い、英語で発表した。また、日本語のクラスに参加し、授業補助や日本語の会話練習の相手となったりして貢献をした。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

英語、特別活動、総合的な探究の時間

希望者を対象として夏季休業中に西オーストラリア研修を実施した。西オーストラリア州立大学での語学研修、高校交流、SDGsインタビュー、世界遺産での歴史学習などを通して、多様性を尊重しながらグローバル社会で生きていく考え方を育成した。

また、総合的な探究の時間及び特別活動においては、外部講師を招いての多文化共生講座や日本文化学習会を開催し、多文化共生について理解を深めた。さらに、海外の高校生とのオンライン交流を行い、多文化共生を考える機会とした。

事業成果

派遣生徒については派遣前の事前アンケートと派遣後の事後アンケートを実施し、異文化体験や語学学習への意識の変化を調査した。その結果、異文化理解・異文化環境における人間関係構築への経験と自信・視野の広がりや世界視野でものごとを捉える力に変容があったと記述した生徒が多かった。

全校生徒対象の調査結果は以下のとおり

知識的側面「外国人に対する理解・認識を深める」

▶ [外国人への認識・理解を深めようとしている] 3.68⇒3.72

この1年で特に変化があった項目に挙げた生徒 76%

価値・態度的側面「異なる文化や伝統を尊重する態度を身につける」

▶ [様々な価値観を尊重しようとする態度を身に着けている] 3.42⇒3.53

技能的側面「英語運用能力の向上」

▶ 派遣機会のもたらす好影響として、研修報告などを通して、英語学習へのモチベーションが向上したと評価できる。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

兵庫県

学校名

三田祥雲館高等学校

人権課題

インターネットによる人権
侵害

対象学年・
取り扱った教科等

1年次
情報 I

時数等

2

目標・人権教育
のねらい

- ①個人の尊厳を守るための権利や法、そして人権侵害につながるリスクについて理解する。
- ②個人情報価値と、それを適切に管理することの重要性を人権の視点から考える。
- ③情報社会における人権侵害の防止策を学び、日常生活での行動に生かす。

実施した内容

個人の尊厳を守るため、個人情報の価値と適切な管理の重要性を学んだ。個人情報の売買実態を知り、悪用によるプライバシー侵害のリスクを考察した。個人情報保護法やプライバシー権を学び、法律の限界と自己防衛の必要性を理解した。また、フィッシング詐欺や不正アクセスなど人権を脅かすリスクを学び、日常での対策を考えた。さらに、SNSのプライバシー設定や情報管理の方法を確認し、他者の権利にも配慮する重要性を認識した。

工夫した点

生徒が個人情報を単なるデータではなく、自分の尊厳を守るための重要な権利として捉えられるよう意識させた。また、情報の適切な管理が自分だけでなく他者の人権にも関わることを理解させるため、実際の被害事例を交えながら考察させた。具体的な工夫として、個人情報の売買実態を提示し、情報の扱われ方を実感させた。

その後、法律の限界や社会的課題を示し、人権を守るには一人ひとりの意識と行動が不可欠であることを強調した。実践的な取り組みとして、生徒のタブレットを活用し、パスワードの強度を確認・変更する実習を実施。また、SNSの事例を挙げ、投稿写真が無意識にプライバシーを侵害するリスクを考察し、位置情報や肖像権の問題を具体例とともに学ばせた。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との
関連

公共・法律の学習と連携し、個人情報保護法やプライバシー権の観点から、情報管理が人権と直結することを理解させた。また、倫理の授業では、人権を尊重する態度を育む視点から、個人情報の取り扱いにおけるモラルについて考察した。

事業成果

- 知識的側面:「個人情報を守る権利や法、人権侵害のリスクについて理解する」
授業を通じて、個人情報がどのように保護されるべきかを知り、プライバシー権の重要性を認識する生徒が増えた。
- 価値・態度的側面:「個人の人権を再確認し、他者の権利にも配慮する視点を持つ」
情報を適切に管理することが自分だけでなく他者の権利を守ることにつながると理解し、SNSや日常生活での情報共有に慎重になる生徒が見られた。
- 技能的側面:「日常生活で人権を守る行動を実践することができる」
授業を受けたことで、パスワード管理やSNSのプライバシー設定を見直し、実際に改善した生徒が増加した。